

秋田県環境審議会地球温暖化対策部会 議事録

- 1 日 時 平成23年1月18日(火)14時00分～16時00分
- 2 場 所 秋田地方総合庁舎6階 大会議室
- 3 出席委員 小賀野晶一委員、菅原勝康部会長、津村守委員、那須チカ子委員、  
西村敦子委員、山本まゆみ委員  
佐藤敦会長(秋田県環境審議会運営規程の規定に基づき出席)
- 4 議 事 議 案  
秋田県地球温暖化対策推進条例(案)について  
報告事項  
秋田県地球温暖化対策推進計画(案)について  
今後のスケジュールについて
- 5 議事の概要

議案 秋田県地球温暖化対策推進条例(案)について

委員 確認させていただきたいと思います。法制部局の検討が済んでいるということで間違いはないと思いますが、「できる限り」という表現が第23条と第27条に出てまいります。できる範囲でということですが、ちょっと気になりました。

もう一つは、第26条で、県民は温室効果ガスの排出の量の把握に努めなければならないとあります。その結果は「排出量の減少に努める」と読んでいくわけですが、把握ということは把握だけを見ればよいのか、削減に努める、減らすように努めるとまで読んでいくのか。

以上、確認としてお伺いします。

県 「できる限り」という表現についてですが、第23条の審査の過程において、事業者や県民が森林所有者の森林整備に協力することは、その場所やタイミングを理解しづらいということがありました。

「できる限り」を取って「協力を努める」という表現も検討しましたが、県民や事業者が自らそういう事態を自ら作り出すことも労力が掛かるので、県民や事業者の方については「できる範囲で」協力することがよろしいということで、この表現になりました。

「積極的」と読むのか「制約された中で」と読むのかは難しいところですが、可能な限りで積極的に協力させていただきたいという趣旨で設けたものであります。

第27条につきましても、日常生活において、例えば寒いときに暖房温度を低く設定する、暑いときに冷房温度を高く設定する、暗いときに照明をあまり点けないなど、我慢することはふさわしくないということで、骨子案の時の表現を踏まえ、我慢に至らない範囲で無理なくという趣旨で、「できる限り」としたものです。

それから第26条につきましては、ご指摘のとおりでありまして、排出の量の

把握に努めるだけでなく、その次のステップとして削減していただくということがあります。しかし、条例審査の過程では、この条例においては当たり前すぎることであり書く必要はないということで、第8条と第26条は把握に努めるとだけ規定し、削減については当然のこととして隠れているという状況であります。

議長 いかがでしょうか。

委員 わかりましたが、感想としては、努力義務ですのでそこまでの配慮は無くても良いのではないかと、義務付けが非常に弱いのではないかと気がいたしました。量の把握については、排出量を減少させることが重要なことですので、敢えて書かなくても解るという意見が本当に説得力があるのか、疑問を感じました。

議長 事務局として付け足すことはありますか。

県 まだ法制部局の審査が続いておりますので、ただ今頂戴したご意見につきまして、再度法制部局に投げかけてみたいと思います。

委員 パブリックコメントについて「県民が排出量を把握することは無理だ」という意見がありますが、不可能ではないと思いますし、それは啓発活動に大きく関わってくると思います。

第30条の啓発活動には「自主的かつ積極的な取組を促進するため、広報その他の啓発活動を行う」とありますが、これが少し弱いような感じがします。

しかし、広報には限界があると思います。そこで、もう少し消費者団体を活用できないかと思うのです。消費者団体は何十年もマイバッグ運動をやっていますので、それと絡めて、温暖化対策についてのほかの部分についても関心を持ってもらえると思います。

消費者の啓発活動については、いつになっても十分ということはないと思います。事業者には厳しい規定がありますが、消費者には何もありません。もう少し、消費者に対する地球温暖化を実感してもらえる対策が必要だと思います。

例えば電気の検針票ですが「去年はこれぐらいです」と出ますが、CO<sub>2</sub>には触れていませんので、消費者は係数すら知りません。環境家計簿・エコ家計簿をつけていないのですから。エコ家計簿を普及させ、電気・ガス・水道でCO<sub>2</sub>量が見えるようなことができないか、事業者にも協力していただけないかなと感じております。

県 ご指摘のご意見は、日常生活における温室効果ガスの排出の抑制について、もっと強ければ良いのでは、ということと伺いました。

第30条は事業者、県民、旅行者等に対するトータルの普及啓発に関する規定であり、これについては骨子案では規定していなかったのですが、一つ加えさせていただいたところでもあります。「地球温暖化の防止の重要性についての関心と理解を深める」ということで、単なる普及啓発よりも、地球温暖化の防止が極めて重要であるということ全体の方々に解っていただきたいという趣旨であります。

それから、日常生活につきましては、第28条を中心として考えております。第28条は「人材の育成等」ですが、具体的には、前回ご紹介しましたうちエコ

診断という制度を念頭に置いた条文であります。

これまでの環境家計簿については、取り組んでいらっしゃる方はそんなには多くはないわけですが、温室効果ガスの排出量の把握がメインです。一方うちエコ診断は、そのCO<sub>2</sub>を減らすための効果的かつ具体的な方策が見える化されるというものであります。従いまして、第28条の規定を受けた実際の施策を充実させることによりまして、ご指摘の点については、対応していけるものと考えておりますし、対応していかなければならないと考えております。

議長        その他の委員の方でご意見、ご質問ございましたらどうぞ。

委員        第17条の「自動車を使用する者は、タイヤの空気圧の定期的な点検、急な発進の抑制その他の自動車の適正な整備及び適切な使用に努めなければならない」とありますが、この中の「その他の」は「その他の自動車」と捉えられがちなので、「その他自動車の」としてはいかがでしょうか。

県            条例の文書表現としまして「その他」又は「その他の」を使用する場合、「その他」は前の例示に続いてもう一度例示等を表す場合に用い、「その他の」という場合はその前の例示を包含する、より大きな表現が続きます。

現在の表現は「タイヤの空気圧の定期的な点検」が例示の一つ、「急な発進の抑制」がもう一つの例示となり、これらの例示を包含する規定として「自動車の適正な整備及び適切な使用」が、この条文の主眼ということになります。

従いまして、「その他」でも成り立つかも知れませんが、前の例示を全て包含するものとして「その他の」と用い、ここで一番言いたいことは「自動車の適正な整備及び適切な使用」であることを表現したものであります。

条例の文書は確かに読みづらいところはありますが、法律文・条例文の仕組みとしてこのような表現になったことを、ご理解いただければと思います。

委員        今の説明で、理解いたしました。

もう一点ですが、骨子案の段階で気付かなかったのですが、2ページの第4条に「(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）」とありますが、この「他の者」というのは、いわゆる事業者に関するステークホルダー(企業の利害関係者)という意味なのでしょうか。

県            この表現は、温対法と同じ表現を使っております。

この「他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置」といいますのは、例えば事業者が市場に供給する製品やサービスから排出される温室効果ガスの排出の抑制も含むという趣旨の表現であります。従いまして、事業者がその事業活動から排出される温室効果ガスの抑制を図ることに加え、自ら製造した製品の使用によって排出される温室効果ガスも抑制される様に措置を講ずるべきであるという趣旨で、この規定を加えたものであります。その趣旨は、温対法と同一ということでもあります。

議長        その他、ございますでしょうか。

委員        先に送っていただいた条例案の第23条には「森林の有する温室効果ガスの吸

収作用の保全及び強化を図るため」という修飾語が入っているのですが、今回はこれを取ってしまっています。私は、この表現があった方が、森林の保全整備が温暖化対策に寄与していることが解りやすい気がするのですが、敢えて取ったのはどうしてでしょうか。

また、努力義務にせよ、森林所有者に対して森林の保全整備義務を課するのは酷であるとして課さなかったとの説明がありました。森林所有者に一定の義務を規定できないものでしょうか。秋田県の特徴でもありますので。難しい感じもしますが、どうでしょうか。

県

第23条第1項の規定について、一つ前の案では、この中に修飾語が入っていたというご指摘についてであります。

これにつきましては、法制部局との審査の過程でのやりとりになりますが、この条例の究極の目的が、第2条第2号の定義規定にあります「温室効果ガスの排出の抑制」と「吸収作用の保全及び強化」の二つによる地球温暖化対策ということであります。条例全体の表現について整合性を図った際に、「温室効果ガスの排出の抑制を図るため」又は「吸収作用の保全及び強化を図るため」という表現は、基本的に入れる必要がないというスタンスで審査を受けたところであります。

温暖化対策課としては、県民が条例を見た場合に解りやすいということで、修飾語が入った表現をお願いした経緯もありますが、法制部局としては、県の他の条例も含めた全体の整合も見ながら審査をし、結果的に修飾語が取れたところであります。ただし、条文の意味するところに違いはないと考えております。

また、森林所有者の森林整備義務についてですが、これにつきましては「水と緑の条例」にあるということで、この条例には規定しませんでした。温暖化対策課としては、委員ご指摘のとおり「努力義務」という形であれば規定することに無理はないものと理解し、原案に入れていた経緯があります。しかしながら、温暖化対策だけのために森林を所有しているわけではないという指摘などもありまして、努力義務とはいえ、森林所有者に一段高い義務を課することはいかなものかということで、条例案からは削除したものであります。

委員

前回の骨子案の際も話しましたが、秋田県として特色のある条例にした方が良くないと思いましたが。秋田県のCO<sub>2</sub>の問題として、民間の取組みなども力が入っていて大変よろしいと思えますが、「秋田スギ」というところを隠してしまうと、どこの県の条例か解らなくなってしまうように見えます。県独自の規定が欲しいと思えます。

4ページの第16条、公共交通機関又は自転車の利用の推進について、確認ですが、県は「公共交通機関又は自転車を利用しやすい環境の整備に努める」となっています。これは、公共交通機関を利用しやすいように「公共交通機関を整備する」という意味にとってよろしいのでしょうか。

もしそうでなく、使うときの環境整備だというのであれば、県の条例や様々な施策の中で、公共交通機関の整備についての意気込みがあるか、お尋ねしたいと思えます。

具体的に申しますと、バスが減ったり鉄道が減ったりしている現状で、「自動車を使うな」「自転車を使え」というのは、県民に対してちょっと酷だと思えます。県民に「努力しろ」「頑張れ」だけでなく、県もインフラを整備するという事は大きなことだと思うのですが、そこが記載されていないのは非常に残念に

思います。

県

最初の「秋田らしさ」につきましては、委員からは、前回もご提案をいただいたところであり、「秋田スギ」を隠すとどこの条例か解らないということがありますが、秋田らしさとして、第23条と第24条に正に「秋田スギ」という規定を入れ、森林整備や県産材利用を規定したところであり、第8章は「秋田らしさ」に当たる部分と理解しております。

また、第7章の再生可能エネルギーにつきましても、県の率先利用を規定したところでありまして、風力や地熱など再生可能エネルギーの豊富な本県にとって、第7章も大きな柱と位置付けております。

また、第11条にあります、事業者の方が提出する計画書や報告書の中に、再生可能エネルギーによる削減分や森林整備による吸収分をカウントしてもよろしいですという規定を置いたところでありまして、この条項も含めてトータルで、秋田らしさと捉えているところであります。

もう一点ですが、インフラ整備に直接触れていないのではないかとご指摘と理解しました。おっしゃるとおり第16条は「環境の整備に努める」としてあります。

これにつきましては、公共交通機関の整備に努めると規定すれば一番解りやすいわけですが、県の様々な状況を考慮すれば、温暖化対策のために公共交通機関を整備しますと断言することはできなかったというのが実態でございます。

ただし、実際には、市町村や公共交通事業者等と連携しながら様々な協議会等を開催していますので、そういった組織を活用しながら、より公共交通機関を利用し易いハード・ソフト両方の対策を進めていくという趣旨の規定であります。

また自転車につきましては、秋田市や能代市において自転車道のモデル地区の整備が進んでおりますので、交通担当部局には、そういった取組を県内にできるだけ広げていただきたいという趣旨であります。

議長

委員、よろしいでしょうか。また、先ほどの委員のご質問につきましては、よろしかったでしょうか。

それでは、会長どうぞ。

会長

ただ今委員から、秋田らしい温暖化対策というお話がございましたが、私も条例案を見させていただいて、全体的にネガティブで、出てきた温室効果ガスをどうやって減らすかという、戦時中の耐えよ忍べよという雰囲気があるわけです。

今はどんどん新しい科学技術が発達してきておりまして、その中で秋田らしさを出すとする、資料の4には、再生可能エネルギーと森林吸収の二つしか出てきません。

具体的に、秋田県又は環日本海の地域特性を踏まえた積極的な温暖化対策、新たな産業を踏まえた骨太の条例ができないでしょうか。

資料を見ますと、秋田の場合は民生家庭部門の伸びが大きいことが地域特性なので、それを減らすような再生可能エネルギー、地下資源、地熱エネルギーを掘り起こすなど、もう少し積極的な県の独自性が出せないでしょうか。この条例案だと全体がネガティブの連続で、全国のスタイルと大して違わないのではないかと感じます。回答しづらいところもあると思いますが。

県 秋田らしさにつきましては、前回の当部会におきましてもご意見を頂戴したところではありますが、条例というものの性格上、奇抜なものといえますか新しいものを取り入れづらかったというところでもあります。

例えば、ただ今地熱というご指摘がございましたが、地熱を含めた再生可能エネルギーにつきましては、第2条第6号の規定を受けて、規則の中に規定することを予定しております。

その他、環日本海ですとか新産業創造といったご意見がございましたが、そういった新機軸は、どちらかといいますと条例というよりは、この後説明いたします温暖化対策推進計画の中に打ち出していくことが可能かと思えます。そういう意味で、条例がネガティブであるというご指摘ではありますが、そうならざるを得ない部分があることをご理解いただきたいと思います。

議長 その他ございますでしょうか。もしよろしければ、平成22年11月11日付け諮問第8号により知事から諮問のありました「秋田県地球温暖化対策推進条例の策定について」は、添付の条例案をもって了とし、答申することとしたいと思います。よろしいでしょうか。また、趣旨を損なわない程度の表現の修正につきましては、部会長一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

議長 ありがとうございます。それでは、その様に取りはからうことといたします。

報告事項 秋田県地球温暖化対策推進計画（案）について  
今後のスケジュールについて

委員 B5軽油を「秋田県認定リサイクル製品」として認定したとの記述がありますが、再生可能エネルギーの利用の推進ということで、「秋田県認定リサイクル製品」として認定されたものにどのようなものがあるか教えてください。

もう一つは、企業などの環境家計簿・エコ家計簿の件ですが、ISO14001・環境マネジメントシステムでは、水道であるとか燃料であるとか紙であるとか、そういうものがマイナスの側面としてみられ、どれくらい消費され使用されているか、去年と比べてどうかといったものをまとめて、自分たちの現状を見ています。これと、この環境家計簿とはどのように違うものなのか、教えていただきたいと思います。

県 一つ目は、再生可能エネルギーとして他に「秋田県認定リサイクル製品」に認定されているものがあるかという趣旨と思えますが、詳細は直には解りませんが、知っている限りでは、木質ペレット燃料が認定リサイクル製品として認定されております。

次の企業向けのエコ家計簿の件についてですが、地球温暖化対策推進計画の中では環境マネジメントシステムなどを利用してしっかり対策してくださいと記載していますので、環境マネジメントシステムを導入しているところは、それを活用していただきたいと思います。しかし、環境マネジメントシステムは難しすぎるという小規模なところでは、差し当たって、環境家計簿を使って電気やガスなどの使用量がどうなっているのかということをもとめ、現状を把握するところから始めていただきたいと思います。

委員 現状に関して、携帯電話では次世代携帯電話というものを耳にしますが、次世代の省エネ住宅というのは明確にいうとどういうものなのか。現在の割合は僅か3パーセントで、施策を講ずると13パーセントに上がるとなっていますが、この基準はどのような説明になるのでしょうか。

もう一つ、県が助成して太陽光発電を取り付けた家庭がありますが、この冬の現状、稼働率といいますか、それを把握していらっしゃるのでしょうか。

県 一つ目ですが、次世代省エネ基準という名前だけを見れば将来的な基準があるように見えますが、建築基準法上、一番新しい断熱基準が次世代省エネ基準に当たります。住宅を造るときにこれを満たしていなければ造れないわけではなく、現状では、この基準を満たしている新築住宅は、3割ないし4割程度といわれております。

ちなみに、新築で住宅エコポイントが付く基準が、この次世代省エネ基準を満たしている住宅ということになります。あまり知られていないかも知れませんが、普及は進んでいると思います。

もう一つの住宅の太陽光発電の状況ですが、発電量のデータは補助をしたときの条件としてまとめておりますので、通年でのデータを、いずれお示しできると思います。

議長 その他ございますでしょうか。

委員 計画の目標部分のグラフがございしますが、再生可能エネルギー導入等による電力排出係数の低減効果として1,122千トンの削減数値が掲げられております。

東北電力さんのここ3年間の電力排出係数といいますのは27パーセント低減されておりますが、2020年度の係数はどれくらい低減されると見込んでいるのでしょうか。

県 東北電力では、2010年度の電力排出係数というのをまだ公表していませんが、東北電力で作っている2012年度の目標があって、2020年度はそれよりは悪くはならないであろうという前提で、2012年度並みで推移した場合ということで算定しております。

委員 係数が解れば教えてください。

県 一昨年が0.322です。

委員 2009年度の実数ですか。

県 2008年度が0.340で、2009年度が0.322です。

東北電力では2008年度から2012年度までに0.322にするという目標を持っていたと思います。

委員 これは達成できる見通しであるということですね。

- 県 多分、大丈夫かと思えます。
- 議長 その他ございますでしょうか。
- 委員 A3の資料の「温室効果ガス排出抑制等に関する施策」の左側、民生家庭部門の施策の二つ目に、住宅の断熱化の促進があります。  
10年間で住宅がどれくらい増改築できるかという観点からすると、3パーセントから13パーセントになるという数字は、確証があつての数字なのでしょうか。
- 県 この数値は、現状で30パーセント程度である次世代基準の新築割合が、2020年度には90パーセントになっているという条件と、また、現状の新築の住宅割合が今は1パーセント程度ですが、それらから計算して、トータルで13パーセントになるという試算に基づくものです。
- 議長 その他ございますでしょうか。  
それでは、この推進計画につきましては、この案で議会に説明していただくこととし、3月中旬に予定しております条例の公布後に改めて、条例に基づく意見聴取等の手続きを経た後、3月末の次回温暖化対策部会において正式な答申を行うことといたします。  
なお、今後のスケジュールにもございましたが、3月末の部会の開催方法等につきましては、部会長一任とさせていただいてよろしいでしょうか。
- 議長 ありがとうございます。それでは、その様に取りはからうことといたします。  
これをもちまして、本日予定されておりました議事は終了しました。委員の皆様からは、他に何かございますでしょうか。
- 委員 いただいた素案は、どういう扱いになるのでしょうか。
- 県 この地球温暖化対策実行計画（素案）をもとに地球温暖化対策推進計画の案を作りまして、次回、ご説明することとなります。多少、数字的に固まっていない部分もありますので、見直し等を行いながら、推進計画という形にしたいと思います。
- 議長 これをもちまして、本日の審議を終了し、会議の進行を、事務局にお返しします。ご協力ありがとうございました。